

会 議 録

1. 会議名

上越市都市計画審議会

2. 議題（公開・非公開の別）

付議案件（上越市決定）（公開）

第1号議案 上越都市計画公園の変更（3・3・1号 海浜公園）

第2号議案 上越都市計画道路の変更（3・4・103号 大潟町工業団地線）

報告案件（公開）

立地適正化計画の策定について

3. 開催日時

平成28年10月27日（木）午後2時から

4. 開催場所

上越市役所木田庁舎4階 401会議室

5. 傍聴人の数

0人

6. 非公開の理由

なし

7. 出席者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

・委員：中出 文平、山岸 栄一、田村 三樹夫、吉田 昌幸、
宮崎 朋子、村下 剛（代理 吉越 政浩）、岩澤 弘和、
平澤 しず子、井部 辰男、牧田 正樹、橋本 洋一、永島 義雄、
折笠 正勝、浅野 一郎

・事務局：（都市整備課）佐々木課長、宮崎技術指導監、長谷川副課長、
高嶋副課長、片岡係長、北島係長、小山係長、
大滝主任、宮崎主任、小出技師、近藤主任
（保 育 課）小山係長、金井主事

8. 発言の内容

高嶋副課長： ただ今から、「上越市都市計画審議会」を開催いたします。本日は、ご多用のところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行役を務めます都市整備課の高嶋と申します。
よろしく願いいたします。

議事に入ります前に、上越市都市計画審議会委員の委嘱状の交付を行いたいと存じます。

審議会委員は、上越市都市計画審議会条例の規定により、学識経験者から選出される1号委員、関係行政機関の職員から選出される2号委員、公共団体及び公共的団体の役職員から選出される3号委員、市議会議員から選出される4号委員、公募に応じた市民の5号委員及びその他市長が必要と認める者の6号委員により構成されます。

この度、就任いただいたのは、本日も欠席の3名を含め、計19名の皆様であり、任期は平成30年8月末までとなっております。

それでは、委嘱状を交付いたします。皆様の席の前に都市整備部長が参りますので、委嘱状をお受け取りください。

(都市整備部長による委嘱状の手交)

本日は、佐野委員、三沢委員、田中委員、濱委員、吉村委員の5名から欠席のご連絡をいただいております。5名の皆様には郵送にて委嘱状をお渡しいたします。また、村下委員の代理として、高田河川国道事務所副所長の吉越様から出席いただいております。

次に、本審議会の会長、副会長の選出に移らせていただきます。

上越市都市計画審議会条例第3条に基づき、会長・副会長は、委員の互選により定めることとなっております。選出方法について、皆様にお伺いしたいと思いますがいかがいたしましょうか。

(事務局一任の声あり)

ただいま、事務局一任とのご意見をいただきましたので、皆様、事務局一任でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。

事務局といたしましては、会長を中出委員、副会長を田村委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。

ただいま、異議なしの声がございましたので、会長は中出様に、副会長は田村様にお願いしたいと存じます。

それでは、中出様は会長席へ、田村様は副会長席へご移動をお願いいたします。

(会長、副会長 移動)

早速ではございますが、会長から就任のご挨拶を頂戴したいと存じます。中出会長、よろしくお願ひいたします。

中出会長 : ただいまご紹介いただきました中出でございます。上越市との

お付き合いは 21 世紀に入ってからだけでも、もう 15 年経っています。なにせ私は上越市民ではありませんので、上越市の細かい部分については、私以外の審議会委員の皆さんが市民として非常によくご存じだと思いますので、これから 2 年間、この上越市の都市計画に係わる審議について市民の目線で忌憚のないご意見を言うていただければと思いますのでご協力くださるようお願いいたします。

高嶋副課長： ありがとうございます。

それでは、本日の審議会に付議させていただく議案について、市長に代わりまして都市整備部長の市川が、会長にお渡しいたします。

(都市整備部長が会長前に進み、付議書を読む)

高嶋副課長： ありがとうございます。続きまして、都市整備部長からご挨拶申し上げます。

市川部長： 都市整備部長の市川でございます。

今日は、ご多用の中、上越市都市計画審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様には、日頃より当市の都市計画行政に多大なるご理解、ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、本日の議案は、今ほど付議させていただきました上越市決定の 2 件のほか、報告案件として「立地適正化計画の策定について」でございます。

第 1 号議案は、近接に存在する 2 つの保育園が老朽化に伴い、統合・移転整備を決定し、その移転先として、旧社会教育館の敷地と海浜公園の一部を保育園敷地として活用することといたしましたので、海浜公園の区域を変更するものであります。

第 2 号議案は、大潟区の都市計画道路の名称に町が入っているものを、市町村合併に伴い、実態に合わせた名称に変更するものであります。

また、報告案件である立地適正化計画の策定については、前回、8 月の審議会では、市独自の取組である誘導重点区域あるいは誘導施策、届出制度などについてご説明いたしました。その後、住民説明会を実施し、ご意見などをいただいたところでございます。また、12 月からのパブリックコメントに向けた立地適正化計画の素案がまとまりましたので、皆様にご報告申し上げたいと思います。

案件の詳細につきましては後ほど担当が説明いたしますので、委員の皆様におかれましては忌憚のないご意見を賜りますようお願い

願い申し上げます。

最後になりますが、上越市のまちづくりに対し、皆様方からの一層のお力添えをお願い申し上げ、ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

高嶋副課長： ありがとうございます。市川部長においては、この後公務がありますのでここで退席させていただきます。

続きまして、審議に入ります前に、本日の資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は、先般、送付させていただきました「次第」、「議案書」「立地適正化計画の策定について」のほか、本日「名簿」、「席次表」、「パブリックコメントまでに資料の修正が必要な事項」をお配りしております。過不足等がありましたらお知らせください。

よろしいでしょうか。

それでは、これより審議に入らせていただきますが、上越市都市計画審議会運営規定第2条に基づき、中出会長から議長を務めていただきます。中出会長、よろしくお願いいたします。

中出会長： これより議長を務めさせていただきますが、速やかな議事進行にご協力くださるよう、よろしくお願いいたします。

なお、本日の委員の出席につきましては、先ほどの委嘱状交付の際に、事務局から連絡がありましたが、委員総数19名のうち、14名の皆様から出席をいただいておりますので、上越市都市計画審議会条例第4条第2項の規定により、会議は成立しておりますことをご報告します。

なお、当会議の議事録署名人は、宮崎委員と折笠委員にお願いしたいと思います。お二方、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、付議案件から審議に入ります。

先ほど付議のありました、第1号議案「上越都市計画公園の変更」について、事務局から説明をお願いします。

小出技師： それでは、第1号議案 上越都市計画公園の変更につきまして、ご説明申し上げます。

本変更は海浜公園について変更するものであります。

はじめに、議案書についてご説明いたします。

議案書1ページは今回変更する公園の位置図、2ページは変更の内容、3ページは変更理由書、4ページは総括図、5ページは計画図、6ページは策定の経緯の概要書となっております。

それでは、スクリーンをご覧ください。

今回変更の対象となります海浜公園は、都市計画図上で示した通り、JR 直江津駅より北西約 700m の西本町 4 丁目地内に位置しており、近隣には上越市立水族博物館が存在し、地域住民の憩いの場、レクリエーション活動の場として利用されています。

昭和 34 年に近隣公園として都市計画決定され、昭和 39 年に面積 2.3ha を開設いたしました。

公園周辺は、上越市第 6 次総合計画の重点戦略において、新水族博物館を核とした地域活性化の地域として掲げられており、上越市都市計画マスタープランにおいても、市内外との人の交流を促進する機能の充実を図るため、新水族博物館の整備を推進するとともに、公園、駐車場など周辺施設の整備を検討するものとして位置付けられております。

今回変更を行う経緯でございますが、近隣に存在する 2 つの保育園、「中央保育園」と「古城保育園」が、建設後 30 年以上が経過し、施設の老朽化が進行したため、改築が計画することとなりました。

改築にあたっては、既存の敷地における建替えを検討しましたが、園庭や駐車場が狭く屋外保育や保護者の送迎に支障をきたしていることに加え、既存敷地は、災害発生時の安全確保に課題があることから、市は、2 つの保育園の統合・移転整備を決定し、その移転先として、海浜公園に隣接する旧社会教育館、旧直江津図書館跡地及び本公園東側の一部を保育園敷地として活用することといたしました。

なお、保育園と公園が隣接することにより、連携した公園の活用が図られるとともに、災害発生時においては、近接する指定緊急避難所や指定避難所とともに災害状況に応じた効率的な避難対応が可能となることも期待されます。

ここで都市計画公園についてご説明いたします。

都市計画公園は都市計画法上で円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な施設である都市施設の一つに位置づけられます。公園以外にも、道路、下水道、ごみ焼却場などがあります。

その中において公園とは、主として自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び地震や火災などの災害時の避難等の用に供することを目的とする公共空地のことを言います。

都市計画公園は、設置の目的によってご覧の 7 の種別に分かれております。たとえば、上越市の代表的な公園である高田公園は総合公園に位置付けられ、市民全体の総合的な利用に供することを目的とした公園です。

本日、付議させていただく海浜公園は近隣公園に位置付けられており、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園であり、市内には他に春日山公園や春日新田公園など 4 か所の近隣公園があります。

今回の変更内容につきましては、区域の変更であり、対照表でお示ししたとおり種別や名称などは変更せず、面積のみの変更となります。

次に変更の詳細について区域図でご説明します。保育園移転計画に伴い、黄色で示す公園東側の一部を保育園用地として区域より除外し、赤色で示した区域西側を新たに追加するものであります。

また、公園南側に隣接する都市計画道路 3.4.5 号御幸町本町線と本公園の一部が重複しており、新水族博物館の整備に合わせて実施される当該都市計画道路の歩道拡幅事業に伴い、都市計画施設の区域を明確にする必要があることから、このたび黄色で示した重複区域を公園区域から除外するものであります。

なお今回の変更により都市計画道路と一部重複する面積 0.1ha を除いては、公園区域の東側の除外する面積 0.2ha と同等の面積 0.2ha を区域西側に追加することで、都市公園機能の維持を図ります。

最後に、これまでの都市計画手続の経緯についてご説明します。

まず、平成 28 年 4 月 19 日に保育園整備とともに住民説明会を開催し、関係機関協議の後、都市計画変更の素案を作成し、6 月 30 日より公衆の縦覧に供したところ、公述の申出はございませんでした。

その後、都市計画変更案を都市計画法第 17 条第 1 項の規定により 8 月 24 日から 2 週間、公衆の縦覧に供したところ意見書の提出はございませんでした。

また、関係する新潟県に対して都市計画案の意見照会を行ったところ「異存なし」との回答を得ています。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

中出会長 : ただ今、説明のありました、第 1 号議案「上越都市計画公園の変更」について、ご意見・ご質問等がありましたらお願いいたしま

す。

よろしいでしょうか。それでは特に意見もございませんようですので、第1号議案「上越都市計画公園の変更」については、原案のとおり答申することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

中出会長 : どうもありがとうございました。異議なしと認めます。

よって、第1号議案「上越都市計画公園の変更」について、原案のとおり答申することに決定いたしました。

次に、2号議案「上越都市計画道路の変更」について、事務局から説明をお願いします。

小出技師 : それでは、第2号議案 上越都市計画道路の変更につきまして、ご説明申し上げます。

本変更は大潟町工業団地線について変更するものであります。

はじめに、議案書についてご説明いたします。

議案書1ページは今回変更する道路の位置図、7ページは変更の内容と理由、8ページは総括図、9ページは計画図、10ページは策定の経緯の概要書となっております。

それでは、スクリーンをご覧ください。

今回変更いたします都市計画道路「大潟町工業団地線」は、大潟区総合事務所から南西方向900mに位置する大潟工業団地内に位置し、大潟区蜘蛛池から大潟区渋柿浜を区間とした大潟工業団地内を通る幹線道路として平成10年に都市計画決定されました。

整備状況については未整備路線であります。

今回の変更理由としては、市町村合併に伴い実態に合わせた名称に変更するものであります。

名称につきましては新旧対照表のとおり「大潟町工業団地線」から「大潟工業団地線」に変更いたします。

次に計画図をご覧ください。

当該道路は、延長1490m、幅員16mの計画となっております。

今回の名称の変更のみであり、起終点の位置、延長及び構造については変更ございません。

最後に、これまでの都市計画手続の経緯についてご説明します。

都市計画の変更の素案を作成し、6月30日より公衆の縦覧に供したところ、公述の申出はございませんでした。

また、本変更は名称のみの変更であるため、都市計画法上の軽易な変更該当し、都市計画法に基づく縦覧及び県への意見照会の

手続きは省略しております。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

中出会長 : ただ今、説明のありました、第2号議案「上越都市計画道路の変更」について、ご意見・ご質問等がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

中出会長 : よろしいでしょうか。名称の変更という軽微な変更ということですので、第2号議案「上越都市計画道路の変更」については、原案のとおり答申することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

中出会長 : 異議なしと認めます。

よって、第2号議案「上越都市計画道路の変更」については、原案のとおり答申することに決定いたしました。

続きまして、報告案件「立地適正化計画の策定について」、事務局から説明をお願いします。

大滝主任 : 立地適正化計画の策定につきまして、ご説明に入る前にお配りした資料のご説明をさせていただきます。

まず資料1は、立地適正化計画の住民説明会を開催いたしましたので、その結果をまとめたものであります。

続きまして資料2は住民説明会で配布した資料を参考に添付させていただきましたが、説明の方は省かせていただきますので、時間のある時にご覧いただきたいと思います。

続きまして資料3は今までご説明させていただいた内容をまとめた上越市立地適正化計画の案となります。この案により、今年12月に予定しているパブリックコメントを実施したいと考えております。

最後に、本日お配りした「パブリックコメントまでに資料の修正が必要な事項」となります。

それでは、資料1をご覧ください。

立地適正化計画に関する説明会の開催結果となっております。

説明会の概要といたしましては、去る9月16日から27日の間、市内5会場において開催いたしました。

出席者は町内会長が40名、地域協議会委員が46名、それ以外の住民が60名の合計146名から出席いただきました。

周知方法については、対象区域である上越都市計画区域の市街化区域内の町内会を対象とし、住民の方へは町内回覧、町内会長、

地域協議会委員には個別に案内文を配布いたしました。

説明会でいただいたご意見・ご質問は、資料の下段に主な意見としてまとめさせていただきました。

「早い段階で住民の意見を取り入れるべきではないか」、「居住誘導区域を緩やかに集束するものではなく、本気で規制するべきではないか」、「高田、直江津の中心部が衰退した要因、課題は何か」、「中山間地域はどうなるのか」など、説明会では活発なご意見をいただき、上越市の将来都市構造について、市民の方々が高い意識を持たれていること、立地適正化計画の策定が今後のまちづくりにとって重要であることを市としても改めて認識いたしました。

続きまして、資料3をご覧ください。

立地適正化計画（案）についてご説明させていただきますが、前回までの都市計画審議会でご説明させていただいた内容については、省略または要点のみのご説明とさせていただき、今回のポイントといたしましては、前回までと内容を変更した箇所と、委員からのご意見などを反映した箇所に重点を置いてご説明させていただきます。

一枚おはぐりいただき 目次をご覧ください。

当計画は、9つの章立てをしてまとめております。第1章は目的と位置付け、第2章は市街地の変遷、第3章は基本方針、第4章は居住誘導、第5章は都市機能誘導、第6章は誘導重点区域、第7章は施策、第8章は目標値、第9章は届出となっております。

一枚おはぐりください。第1章 目的と位置付けです。

次の2ページから10ページに、背景と目的、計画の位置付け、第6次総合計画や都市計画マスタープランといった内容を踏襲する計画であるなど、基礎的な事項をまとめており、内容につきましては、前回までの都市計画審議会でご説明させていただいた内容です。説明は省略させていただきます。

続いて、12ページをご覧ください。第2章 市街地の変遷です。こちらは次の第3章の基本方針に入りやすくするため、新たに追加した項目になります。

内容といたしましては、経済成長や人口増加に伴い、市街地の拡大を図ってきたこれまでの変遷を年代ごとに示したものであります。

14ページでは、上越都市計画区域における市街化区域の現状を表しております。

続いて、16 ページをご覧ください。第 3 章 基本方針です。

16 ページから 30 ページに、現状把握として、人口減少社会の進行やインフラ維持費の将来見通し、基本方針として、将来のまちづくりのイメージや立地適正化計画の基本的な方向性をまとめております。内容につきましては、前回までの都市計画審議会でご説明させていただいた内容ですので、説明は省略させていただきます。

続いて、32 ページをご覧ください。第 4 章 居住誘導です。

32 ページから 49 ページに、居住誘導の考え方、現状把握、分析、区域設定の根拠などをまとめております。内容につきましては、前回までの都市計画審議会でご説明させていただいた内容となっておりますが、2 点修正がありますので、ご説明させていただきます。

本日、別でお配りした「パブリックコメントまでに資料の修正が必要な事項」をご覧ください。

本日の都市計画審議会に間に合うよう資料を修正する予定でしたが、間に合わなかったことについて、お詫び申し上げます。

まず 1 点目として、災害の危険性のある地域を除外しておりますが、今年 5 月に高田河川国道事務所が関川と保倉川の洪水浸水想定区域の見直しを行いました。そのうち次のページの家屋倒壊等氾濫想定区域については、居住に適さない区域として居住誘導区域から除外したいと考えております

続いて 2 点目として、上中田地内の土地区画整理事業区域を居住誘導区域に含めておりますが、流通業務地として積極的に居住を誘導する区域ではありませんので、この区域についても除外したいと考えております。

次に、資料 3 の 52 ページをご覧ください。第 5 章 都市機能誘導です。

52 ページから 72 ページに、都市機能誘導の考え方、区域設定の根拠、都市機能誘導施設などをまとめておりますが、そのうち誘導施設について変更がございます。

70 ページをご覧ください。内容につきましては、前回の都市計画審議会以降、庁内関係課と調整を行い、施設名称を「子育て広場」から「子育て世代活動支援施設」に変更するなど、適切な表現に変更しております。また、地域包括センターを通所型介護施設に含めるなど同種施設の統合・整理を行いました。その他の内容につきましては、前回までと同様になります。

次に、74 ページをご覧ください。第 6 章 誘導重点区域です。

74 ページから 76 ページに、誘導重点区域の考え方、区域設定の根拠をまとめております。内容につきましては、前回までの都市計画審議会でご説明させていただいた内容と同様であります。74 ページ下段に誘導重点区域の対象となる町内会を具体的に列挙させていただきました。高田地区 25 町内会、直江津地区 10 町内会、合わせて 35 町内会が誘導重点区域の対象となります。

次に 78 ページをご覧ください。第 7 章 施策です。

この章につきましては、前回の都市計画審議会から大きく内容を追加させていただいたことから、詳細な説明をさせていただきます。

立地適正化計画においては、居住誘導施策、都市機能誘導施策とともに、財政上、金融上、税制上の支援措置を本計画に記載することができることになっております。

都市再生特別措置法の改正に伴い、国が市の施策に対して支援を行うだけでなく、民間等に直接支援する制度が創設されるとともに、国の支援を受けて市が行う施策メニューの充実が図られました。

居住誘導施策につきましては、居住誘導区域内の居住環境の向上、公共交通の確保など、居住の誘導を図るため、国の支援を受けて市町村が行う施策と誘導重点区域内で市が独自に講じる施策があります。

都市機能誘導施策につきましては、都市機能誘導区域内に都市機能の誘導を図るため、国の支援を受けて市町村が行う施策と都市機能誘導区域内で市が独自に講じる施策のほかに国等が直接民間に支援する施策があります。

次に 80 ページをご覧ください。こちらは国の支援を受けて市が行う施策のうち、「当面取り組む施策」及び「今後、活用を検討する施策」となっております。

「当面取り組む施策」としては、都市機能の施設整備として、都市拠点においては、都市再構築戦略事業を活用し、誘導施設の整備及びこれらの整備と併せて都市の再構築に必要な道路・公園等の整備を進めてまいります。

また、都市公園については、居住環境向上のため、総合公園での都市公園ストック再編事業を活用した整備をはじめ、地域のニーズに応じた都市公園の機能や配置の再編を進めてまいります。

今後、活用を検討する施策としましては、居住を誘導するための住宅整備や居住環境の向上を図る各種施策や魅力ある拠点の形

成や都市の再構築を図るための各種施策の活用を検討してまいります。

次に 81 ページをご覧ください。こちらは、市が独自に行う施策の方向性を示したものであります。

前回の都市計画審議会でご説明したとおり独自施策は、当市の現状や特徴を十分踏まえた上で講じる必要があります、今後の都市構造の構築に向けた重要な施策であることから、市役所内のすべての部局を対象に全庁的な取組として慎重に検討を進めているところであります。

個々の施策、事業につきましては、本計画の策定以降も計画の推進に向けて継続的に検討、実施するべきものと考えており、立地適正化計画の本編では、市の独自施策の方向性を示すこととし、別途、立地適正化計画の推進に係る「施策集」の作成を検討しております。

次に 84 ページをご覧ください。第 8 章 目標値です。

こちらにつきましては前回の説明と変更ありませんが、ポイントとなる事項ですので、今一度ご説明させていただきます。

目標につきましては、誘導重点区域内の将来人口密度の増加を掲げました。人口が減少傾向にある中で高い目標設定ではありますが、先ほどご説明いたしました誘導施策により、誘導重点区域内の人口密度を 1 ヘクタールあたり 80 人とし、利便性の高い当該区域に住む人口割合を現在の 9%から将来 12%にしたいと考えております。

次に 89 ページをご覧ください。最後に第 9 章 届出です。

こちらにつきましても前回の説明と変更ありませんが、ポイントとなる事項ですので、今一度ご説明させていただきます。

届出概要につきましては、居住及び都市機能誘導区域外で行われる一定規模の開発行為又は建築行為等については、本計画の策定に伴い原則として市へ届出が義務付けられることとなります。

居住に係る届出といたしましては、居住誘導区域外において、3 戸以上の住宅の開発行為、1 戸または 2 戸の住宅で千平方メートル以上の開発行為などを行う場合、着手する 30 日前までに市に対して届出が必要となります。

続いて 90 ページをご覧ください。都市機能誘導施設に係る届出といたしましては、都市機能誘導区域外において、誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為や誘導施設を新築する場合等には、

着手する 30 日前までに市に対して届出が必要となります。

なお、届出制度は、立地適正化計画の公表と同時に運用されます。

最後になりますが、今後のスケジュールにつきまして、ご説明いたします。

今回の都市計画審議会や市議会でのご意見を踏まえた上で、本年 12 月にパブリックコメントを実施する予定です。パブリックコメント前には、改めて皆様に計画書を郵送させていただく予定です。

以上を持ちまして、説明を終わります。

中出会長 : ありがとうございます。

基本的には資料 3 に基づいての説明でしたが、非常に大部になっております。ただ今の説明について、ご意見・ご質問等がありましたらお願いいたします。

中出会長 : 私の方から確認をさせていただきたいのですが、6 章まではほぼ出来上がっているという認識だと思いますが、7 章の施策、8 章の目標値、9 章の届出についてもこれで計画書としては概ね整っているということでしょうか。それともまだ追加があるのでしょうか。

片岡係長 : これから変更がある章としては、第 7 章になります。施策になりますが、まだ取りまとめられておらず、現在の予定では 11 月中旬にパブリックコメントの素案が確定するまでになんとか施策を取りまとめたいと動いております。

中出会長 : 9 章の届出は国の立地適正化計画の制度そのものに準拠しているもので変わらないと。8 章についても目標値についても先ほどの説明にもあったように誘導重点区域内の人口割合を、現在の 9% から平成 46 年に 12% に引き上げるとというのが目標に掲げるということで、これについても変わらないということですね。今、説明のあった施策についてはまだ精査し終わっていないという理解でよろしいでしょうか。

片岡係長 : 結構です。

中出会長 : どうもありがとうございます。他に何か質問、ご意見はございませんでしょうか。

資料は数日前に届いておりましたので、一応お目通しはいただいたかもしれませんが、なにせ大部であることと前回の審議会から何か月か経っていて忘れてしまっている部分もありますし、新任の委員の方もおられるのでなかなか分かりづらい部分もあるかと思えます。不明な点等あればご質問いただければと思えますが

いかがでしょうか。

折笠委員 : 84 ページの目標値の設定ですが、9%を 12%に人口割合を上げるといふ目標になっていますが、実態としてはどうなのでしょう。これから少子高齢化が進むと思いますが、目安はあるのでしょうか。

片岡係長 : 確かに私どもも高い目標だとは思っております。資料の 84 ページの上の表に、平成 12 年の国勢調査に基づく人口密度が高田地区と直江津地区について掲載しております。高田については、目標としてヘクタールあたり 80 人という数字はどうかという点で内部でも議論になりました。ただ、平成 12 年にはヘクタールあたりおよそ 80 人は住んでいたという事実がありますので、過去に遡ると人口密度がさらに多くあったかとも予測しております。せめて、少なくとも平成 12 年当時の人口に戻していきたいという意向です。

また、これくらいの人口密度にしないとせっかく商業施設を誘導してもその施設が成り立っていかないという点もあり、ヘクタールあたり 80 人くらいは妥当なのかと考えております。目標については、最初から抑え気味ではなく、高めに設定をしたというところではあります。

中出会長 : 75 ページに誘導重点区域の案の図があり、面積が記載されていませんが、直江津地区と高田地区を合わせると何ヘクタールになるのでしょうか。この面積に密度の 80 人がかかっているわけです。簡単に言うと目標の 15,787 人を 80 で割ればいいので大体 200 ヘクタールくらいだと思いますが、その部分の中に住む人を 2,700 人弱増やすということですね。そうすると全体の人口は減るけれども、誘導重点区域には人が増えるからパーセンテージはかなり上がるという理屈だと思います。

片岡係長 : 誘導重点区域の面積は直江津地区が 102 ヘクタール、高田地区が 169 ヘクタールで設定しています。合計すると 271 ヘクタールです。

中出会長 : 人の住まない部分もあるから目標値は 15,787 人という前提なのですね。

そもそも都市計画区域内の人口が 25 年ほどで 16,000 人強減るので、分母が小さくなるから分子が少し上がるとパーセンテージがかなり上がるということではあると思います。

確かに委員おっしゃるように、今 60 人のところを 80 人に上げるにはそれなりに施策の努力が必要だと思いますが、何らかの覚悟を決めないと今後大変だと思います。先ほど事務局から説明があっ

たように、少し高めだけれどがんばって達成するという目標値であるということによろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

前回の時も含めて、居住誘導区域の素案が49ページありますが、先ほどの事務局からの説明にあったように、ここから2か所除くということが本日配付された資料の折り込みのA3の図を含めて少し減らすというのが今のところの居住誘導区域の素案です。それから都市機能誘導区域の素案については、最終的に75ページに赤で囲まれている部分です。76ページにはすべての居住誘導区域と都市機能誘導区域、誘導重点区域が示されています。住民説明会で、この区域等については大きな反対や疑義はなかったのでしょうか。

片岡係長： 区域についてはありませんでした。

中出会長： あとは危険な箇所などいくつか修正を施すということについて説明されたようです。よろしいでしょうか。

それでは、特にこれ以上のご意見もないようですので、この報告案件については終了させていただき、議長の任を解かせていただき、ここからの進行を事務局にお返しいたします。

高嶋副課長： 議長、ありがとうございます。

これより付議案件に対する答申に移ります。ただ今答申書をお持ちいたしますので、しばらくお時間をいただきたいと思います。

(事務局、答申書を持ち込み、会長へ手交)

高嶋副課長： それでは、答申書を会長からご確認いただきたいと思います。

(会長が答申書を確認)

よろしいでしょうか。

それでは、これより答申に移らせていただきます。

(会長が答申書を読み上げ、課長へ手交)

高嶋副課長： ありがとうございます。

それでは最後になりますが、次第8「連絡事項等」について事務局からご説明いたします。

佐々木課長： ご審議ありがとうございます。先ほど、報告させていただきました立地適正化計画につきましては、12月にパブリックコメントを実施する予定です。その結果を踏まえたものを、改めまして皆様にご報告申し上げたいと考えております。

次回の審議会は2月上旬を予定しておりますが、詳細が決まり次第、ご案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。連絡事項については以上です。

高嶋副課長： 以上をもちまして上越市都市計画審議会を終了いたします。
本日は、貴重なご意見をいただき、大変ありがとうございました。

9. 問合せ先

都市整備部都市整備課監理係 TEL：025-526-5111（内線 1784）
E-mail：toshiseibi@city.joetsu.lg.jp

10. その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。